

地方自治法第199条第14項の規定により令和7年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置状況について次のとおり公表する。

多久市監査委員 久 本 智 博
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 の 対 象	学校教育課	
指摘を受けた監査結果	令和8年3月3日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○指摘事項 該当なし</p> <p>○注意を求める事項 備品の令和7年1月購入のリモコン式壁掛け扇風機2台が壁に取り付けられておらず、未使用の状態で倉庫に保管されている。 (放課後児童クラブ西溪校)</p>	<p>○扇風機については、購入後壁に取り付けようとしたが、コンクリート壁だったため取付方法を検討しているうちに時期が過ぎてしまいました。学校業務員に依頼し、令和8年3月10日に当初予定していた壁に取り付けを完了しています。</p>	

監 査 の 対 象	公益財団法人 孔子の里	
指摘を受けた監査結果	令和8年3月3日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○指摘事項 該当事項なし</p> <p>○注意を求める事項 [公の施設の管理（指定管理者）関係] 指定管理業務に関する協定書等において、指定管理者が行う業務とされている事項で実施されていない事案が見受けられたことから基本協定書等の規定を遵守されたい。</p> <p>「多久聖廟展示館及び多久市東原庁舎の管理運営に関する協定書」の第20条（緊急事対策等）、及び「多久聖廟展示館及び多久市東原庁舎指定管理者業務基準書」の4業務内容（5）利用者の安全確保に関すること、において規定されている防犯・防災対策マニュアルの作成、職員への指導及び訓練について、防災対策マニュアルは作成されていたが、防犯マニュアルの作成がなされていなかった。協定書及び業務基準書に基づき、防犯マニュアルを作成されたい。また、職員への指導及び訓練をされたい。</p>	<p>○添付のとおり、防犯マニュアルを作成し、指導及び訓練を実施いたします。</p>	

監 査 の 対 象	団体：公益財団法人 孔子の里 所管課：教育振興課	
指摘を受けた監査結果	令和8年3月3日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○指摘事項 該当事項なし</p> <p>○注意を求める事項 [公の施設の管理（指定管理者）関係] 管理運営に関する協定書に定める業務の履行について 指定管理業務に関する協定書等において、指定管理者が行う業務とされている事項で実施されていない事案が見受けられた。指定管理者の管理運営の状況を的確に把握し、協定書等の履行の確認を行うとともに、必要に応じて指導を行うなど、指定管理者の管理監督を適切に行われたい。</p>	<p>○指定管理者（孔子の里）が作成した防犯マニュアルについて、精査・確認を行いました。</p>	

監 査 の 対 象	教育振興課	
指摘を受けた監査結果	令和8年3月3日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○指摘事項 該当なし</p> <p>○注意を求める事項 「令和6年度緑が丘弓道場歩道支障木伐採業務委託」契約において、予定価格が多久市財務規則第100条に定める金額を超えているにもかかわらず、2者見積もりで随意契約理由書もなく随意契約されている。入札に付すべき案件である。</p>	<p>○担当職員に聞取りを行い、契約手続きの誤認識とチェック漏れによるものと確認。課内部での確認不足、チェック体制が機能していなかったことが原因である。課内職員に対し今回発生した事案の内容及び原因を周知し、今後、同様な事案が発生しないよう、課内でのチェック体制の強化、及び多久市財務規則等、関係規則などを確実に確認・遵守するよう指導した。</p>	